

## 第2章

# 36協定の当事者

問  
16

36協定は誰と誰とが結ぶのですか？

36協定は、使用者と労働組合または過半数代表者とが結びます。

まず、使用者とは、事業主または事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為をするすべての者のことです（労基法第10条）。より具体的には、労働基本法の定めるさまざまな義務を履行する責任者であって、この義務について実質的に一定の権限を与えられている者です（昭22.9.13発基第17号）。

次に、労働組合または過半数代表者とは、次のいずれかをいいます。

- ① その事業場に労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においては、その労働組合
- ② その事業場に労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては、労働者の過半数を代表する者

さて、事業場とは、工場、鉱山、事務所、店舗のように一定の場所において関連する組織のもとに業として継続的に行われる作業の一体をいいます。経営上一体をなす支店、工場等を総合した全事業を指すものではありません。ひとつの事業であるかどうかは主として場所的観念によって決定されます。同一場所にあるものは原則として分割することな

く1個の事業であり、場所的に分散しているものは原則として別個の事業です（平11.3.31基発第168号）。ただし、水道課はたとえ本庁のなかにあっても別個の事業となる場合があります。

次に、労働者とは、臨時雇用労働者や病欠・出張・休職期間中の者など、事業に使用されて賃金を支払われるすべての者を含みます。管理監督者は、そもそも労働時間・休日に関する規定は適用されないのですから、この労働者に含まれるというのはおかしいことですが、厚生労働省は、管理監督者は労働者に含まれるとしています（昭46.1.18 45基収第6206号、昭63.3.14基発第150号、平11.3.31基発第168号）ので注意が必要です。

最後に、労働組合ですが、自治体の職場では、当該事業場に職員（一般職の地方公務員に限らず自治体に任用される者すべて）の過半数で組織する職員団体があれば、その職員団体が36協定の当事者になります（昭26.2.7基発第92号）。